

令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）			（フリガナ）	あなたの生年月日		明・大・昭 平・令		年	月	日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 （提出している場合には、 ○印を付けてください。）
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。		あなたの氏名			世帯主の氏名					
				あなたの個人番号	既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		あなたとの続柄					
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）			あなたの住所又は居所	（郵便番号 ー ）					配偶者の有無	有・無	

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

主たる給与から控除を受ける	区分等	（フリガナ）氏名		個人番号		老人扶養親族 （昭33.1.1以前生）	令和9年中の所得の見積額	非居住者である親族（注1）		住所又は居所	異動月日及び事由 （令和9年中に異動があった場合に 記載してください（以下同じです。）。）	
				あなたとの続柄	生年月日	特定扶養親族・特定親族 （平17.1.2生～平21.1.1生）		生計を一にする事実				
	A 源泉控除 対象配偶者			既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません			円	（該当する場合は○印を付けてください。）				
	B 源泉控除 対象親族 （16歳以上） （平24.1.1以前生）	1		既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		☐ 同居老親等 ☐ その他	円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払				
					明・大 昭・平	☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族						
		2		既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		☐ 同居老親等 ☐ その他	円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払				
					明・大 昭・平	☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族						
		3		既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		☐ 同居老親等 ☐ その他	円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払				
					明・大 昭・平	☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族						
		4		既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		☐ 同居老親等 ☐ その他	円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払				
					明・大 昭・平	☐ 特定扶養親族 ☐ 特定親族						
		C 障害者、寡婦、 ひとり親又は 勤労学生	☐ 障害者	区分	本人	同 一 生 計 扶 養 親 族 配 偶 者（注 2）	☐ 寡婦 ☐ ひとり親 ☐ 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容（この欄の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。）				
一般の障害者						（人）						
特別障害者						（人）						
同居特別障害者						（人）						
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、（ ）内には該当する扶養親族の人数を記載してください。												
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日		住所又は居所		控除を受ける他の所得者			異動月日及び事由		
			明・大・昭 平・令	・			氏名	あなたとの続柄	住所又は居所			
			明・大・昭 平・令	・								

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

16歳未満の 扶養親族 （平24.1.2以後生）	1	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族 （該当する場合は○印を付けてください。）	令和9年中の所得の見積額（※）	異動月日及び事由	※「令和9年中の所得の見積額」欄には、 <u>退職所得を除いた</u> 所得の見積額を記載します。	
			既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		平・令	・			円		
			既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		平・令	・			円		
退職手当等を有する 配偶者・扶養親族 ・特定親族		（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 （該当する項目にチェックを付けてください。）	令和9年中の所得の見積額	障害者区分	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親 ☐ 寡婦 ☐ ひとり親
			既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		明・大 昭・平 令	・		☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	円	☐ 一般 ☐ 特別	

◎ この申告書は、あなたの給与について、そのうち1か所を控除することによって提出するものである。2か所以上から
◎ この申告書は、国税庁が公表した「令和9年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を参考に作成してあります。
◎ この申告書の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。

令和9年分の申告書作成時の注意事項

令和9年分の扶養控除等(異動)申告書を作成するにあたっての注意事項です

あなたについての記載欄

令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ） あなたの氏名	ヤマト タロウ	あなたの生年月日 年・月・日	51 年 11 月 14 日	受取る給与についての扶養控除等申告書の提出 （提出している場合は、○印を付けてください。）
税務署長	給与を支払者の法人（個人）番号	あなたの	大和 太郎	扶養主の氏名	大和 大吉	父
市区町村長	給与を支払者の所在地（住所）	あなたの住所又は居所	東京都千代田区〇〇一丁目3番△マンション802号			

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

扶養主の住所又は居所
東京都千代田区〇〇一丁目3番△マンション802号

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	令和9年中の所得の見積額	生計を一にする事実	住所又は居所	異動月及び事由 （令和9年中に変更があった場合に記入してください。以下同様です。）
★① 寡妻控除対象配偶者	ヤマト ハナコ	★⑤	あなたとの続柄	54 . 2 . 3	540,000 円	[B] （該当する） 東京都千代田区〇〇一丁目3番△マンション802号	同上	その親族が海外に住んでいる場合 [C] のいずれかに✓が必要です
	大和 花子	★⑦ ★⑧	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		300,000 円			
	ヤマト ダイイチ	★⑥	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		0 円			
	大和 大吉	★⑤はいずれかに✓	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		0 円			
★④ 寡妻控除対象配偶者 （16歳以上） （※24.12.1は誕生日）	ヤマト カズコ	★⑥	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	母 28 . 5 . 28	0 円	[C] 012Happy st.	東京都千代田区〇〇一丁目3番△マンション802号	異動月及び事由
	大和 栄	★⑥	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		0 円			
	ヤマト エイコ	★⑥	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		750,000 円			
	大和 春	★⑥	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	子 19 . 4 . 10				
★⑨ 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	本人	★⑨	本人			★⑩ 勤労学生 ★⑪ 身体障害者3級 ★⑫ 身体障害者手帳 令和3年12月10日交付	東京都千代田区〇〇一丁目3番△マンション802号	障害者について、氏名・障害者の状況、交付を受ける種類、交付年月日、障害の程度を、ここに記載
	一般の障害者	★⑩	一般の障害者					
	特別障害者	★⑩	特別障害者					
	障害特別障害者	★⑩	障害特別障害者					

あなたが★⑩★⑪★⑫に該当する場合はここに✓を付けてください

あなたが勤労学生の場合は、学校名、入学年月の所得の種類とその見積額を記載します
専修学校等や職業訓練法人の場合、証明書の

配偶者に
 ついての記載欄

源泉控除対象親族 についての記載欄

以下の親族についての記載欄です

- ・★③のうち、
16歳以上の人
- ・★⑧のうち、
令和9年の所得の見積額
が100万円以下の人

あなたと、
配偶者、扶養親族
についての記載欄

障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を受

住民税の計算上必要な記載欄

既に個人番号を提供しているため、**【A】**の記載は省略します

次の場合は、この申告書とともに以下の書類を提出してください

【B】に○を付した場合
親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)

【C】の項目に✓を付した場合
 親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)
 「留学」に✓した場合は**留学ビザ等書類**の提出も必要です

上記[B]及び[C]の親族以外に、
障害者に該当し、海外に住んでいる
★②又は★③がいる場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)

所得の見積額と給与・年金収入金額の目安

所得金額	収入の目安
62万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が136万円 収入が公的年金等のみの場合、 65歳未満は122万円 65歳以上は172万円
89万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が163万円
95万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が169万円 収入が公的年金等のみの場合、 65歳未満は1,633,334円 65歳以上は205万円
100万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が174万円
500万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が6,777,778円
900万円	収入が給与所得のみの場合、 年収が1,095万円 所得金額調整控除を受ける場合は 年収が1,110万円

以下、「所得」とは合計所得金額(給与所得や事業所得など、各種所得の合計額)をいいます。金額の目安は、右表をご参照ください。

- ★① 【源泉控除対象配偶者】
- ★② 【同一生計配偶者】
- ★③ 【扶養親族】
- ★④ 【源泉控除対象親族】
- ★⑤ 【老人扶養親族】
- ★⑥ 【同居老親等】
- ★⑦ 【特定扶養親族】
- ★⑧ 【特定親族】
- ★⑨ 【障害者（特別障害者）】
- ★⑩ 【寡婦】
- ★⑪ 【ひとり親】
- ★⑫ 【勤労学生】

あなたと生計を一にする配偶者^{※1}で、令和9年の所得の見積額が95万円以下の人、かつ、あなたの令和9年の所得の見積額が900万円以下

あなたと生計を一にする配偶者※¹で、令和9年の所得の見積額が62万円以下の人

あなたと生計を一にする親族(配偶者以外)^{※1}で、令和9年の所得の見積額が**62万円**以下の人

控除対象扶養親族(★③で16歳以上(平成24年1月1日以前生まれ)の人※²)または★⑧で令和9年の所得の見積額が100万円以下の人

控除対象扶養親族で70歳以上の人(昭和33年1月1日以前生まれ)

★⑤のうち、あなた又は配偶者の直系尊属で、あなた又は配偶者のいずれかとの同居を常況としている人

控除対象扶養親族で19歳以上23歳未満の人(平成17年1月2日から平成21年1月1日までの生まれ)

あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者以外)^{※1}で、令和9年の所得の見積額が**62万円**超123万円以下の人

あなた、★②、★③のうち、一定の障害に該当する人

あなたが夫と離婚※⁴や死別(又は夫が生死不明)した後再婚していない女性で、★⑪に該当せず、令和9年の所得の見積額が500万円以下の場合

あなたが戸籍上も事実上も独身(又は配偶者が生死不明)で、生計を一にする子^{※3}があり、令和9年の所得の見積額が500万円以下の場合

あなたが一定の学校等の生徒・訓練生等で、令和9年の所得の見積額が89万円以下、かつ、給与所得等(勤労によって得た所得)以外の所得が10万円以下の場合

※1 青色事業専従者として給与を受ける人や白色事業専従者は含まれません

※2 海外に住む30歳以上70歳未満の扶養親族については、一定の要件を満たす場合に限られます。

※3 他の人の★②又は★③に該当せず、令和9年の総所得金額等（合計所得金額に繰越控除を適用した金額）が62万円以下の子に限られます

※4 離婚の場合は、★③がいる場合に
に限られます

基 · 配 ·
特 · 所

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。 	(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号			
	税務署長	給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類		収入金額		所得金額	
(1)	給与所得			(注)	
				円	
(2)	給与所得以外の所得の合計額			円	
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)				円	

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

○ 控除額の計算

判定	所得の種類	収入金額		所得金額
		収入金額	所得金額	
判定	☐	489万円以下	(A)	104万円
	☐	489万円超 655万円以下	(A)	67万円
	☐	655万円超 900万円以下	(B)	62万円
	☐	900万円超 950万円以下	(B)	
	☐	950万円超 1,000万円以下	(C)	48万円
	☐	1,000万円超 2,350万円以下	(C)	
	☐	2,350万円超 2,400万円以下	(C)	
	☐	2,400万円超 2,450万円以下	(C)	
☐	2,450万円超 2,500万円以下	(C)	32万円	
☐	2,500万円超	(C)	16万円	

区分Ⅰ

(左のA～Cを記載)

基礎控除の額

円

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ 配偶者の氏名等

配偶者の氏名 (フリガナ)	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日	
	既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません	明・大 昭・平	年 月 日
	あなたと配偶者の住所又は居所が 異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者 である配偶者	生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	(注) 円
(2) 給与所得以外の 所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1) と (2) の合計額)		円

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、
これらの控除の控除後の金額を記載してください。

判定

☐ 62万円以下かつ年齢70歳以上 (昭32.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	(1)	配偶者控除
☐ 62万円以下かつ年齢70歳未満	(2)	特別控除
☐ 62万円超95万円以下	(3)	
☐ 95万円超133万円以下	(4)	

区分Ⅱ

区分Ⅱ												
	①	②	③	④ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1) と (2) の合計額))								
	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	105万円超 115万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下			
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要		配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額

配偶者特別控除の額

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、国税庁が公表している記載例等をご確認ください。

(フリガナ) 特定親族の氏名		特定親族の個人番号	あなたとの続柄	特定親族の生年月日 (平16.1.2生～平20.1.1生)			あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族が生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1		既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		平成	年	月	日		円	円
2		既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません		平成	年	月	日		円	円

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	62万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

要件 (注1)	☐ あなた自身が特別障害者 ^(注2) (右の☆欄のみを記載)	☆ 扶養親族等	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号		左記の者の生年月日		★ 特別障害者 □扶養控除等申告書のとおり	特別障害者に該当する事実
	☐ 同一生計配偶者 ^(注2) が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)			既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		平明・大月 年 月 日			
	☐ 扶養親族 ^(注2) が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)			あなたと左記の者の住所又は居所が 異なる場合の左記の者の住所又は居所		左記の者の住所 左記の者の本年中の 合計所得金額の見積額			
	☐ 扶養親族が年齢23歳未満(平16.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)					円			

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、国税庁が公表している記載例等をご確認ください。

◎この申告書は、国税庁が公表した「令和8年分給与と所得者の基礎控除申告書兼給与と所得者の配偶者控除等申告書兼給与と所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」を参考に作成しています。

◎この申告書の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。

令和8年分の年末調整における注意事項

令和8年分の基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・特定親族特別控除申告書・所得金額調整控除申告書を作成するにあたっての注意事項です

基礎控除申告書

基礎控除を受けるため、
あなたの収入等について記載する欄です

令和8年の所得の見積額が2,500万円以下
の方は、記載して提出してください

配偶者(特別)控除、特定親族特別控除、所得
金額調整控除を受けない場合でも、提出が必
要です

特定親族特別控除申告書

特定親族特別控除を受けるため、
特定親族の収入等について記載する欄です

対象者は、イ、ロの両方に当てはまる方です

イ 生計を一にする親族^{※1}で、19～22歳
(平成16年1月2日～平成20年1月1日生まれ)
ロ 令和8年の所得の見積額が
62万円超123万円以下^{※4}

但し、あなたの配偶者、もしくは、あなた以外の所得者
の特定親族となっている方は、対象外です

所得金額調整控除申告書

イ、ロの両方に当てはまる場合に
記載する欄です

イ 令和8年の年末調整の対象となる
給与の収入金額が850万円超

ロ あなたが扶養親族等が特別障害者、
又は、扶養親族が23歳未満(平成16年1月
2日以後の生まれ)

特定親族は含まれません

【A】「給与所得」欄に記載する金額

令和8年中に受け取った給料や賞与等の合計額(パート・アルバイト収入を含む)を、「収入金額」欄に記載します。
この金額から、給与所得控除額を引いた金額が「所得金額」で、下表求めます。
なお、所得金額調整控除を適用する場合は、適用後の所得金額を記載してください。^{※5}

給与所得の「収入金額」【a】	給与所得の「所得金額」
1円～	0円
741,000円～	【a】-740,000円
2,191,000円～	1,451,000円
2,193,000円～	1,453,000円
2,196,000円～	1,456,000円
2,200,000円～	【b】×2.8-80,000円
3,600,000円～	【b】×3.2-440,000円
6,600,000円～	【a】×90%-1,100,000円
8,500,000円～	【a】-1,950,000円

^{※5} 所得金額調整控除の額は、次の算式で計算します(①と②の両方がある場合はそれらの合計額)

- ① (給与の「収入金額」(上限1,000万円)-850万円)×10%
- ② 給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)-10万円

あなたについての記入欄

令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名 大和 太郎
税務署長 給与 公的年金等による収入は、雑所得として【B】に含めます
あなたの住所又は居所 東京都千代田区〇〇-丁目3番△△マンション802号

基・配・特・所

◆給与所得者の基礎控除申告書◆
○あなたの本年中の合計所得金額の見積額と計算
所得の種類 収入金額 所得金額
(1) 給与所得 9,000,000 円 【A】 7,000,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額 円 【B】
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 7,000,000 円
(注)所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除後の金額を記載してください。

○控除額の計算
489万円以下 104万円 区分Ⅰ
489万円超 655万円以下 (A) 67万円 A
655万円超 900万円以下 (B) 基礎控除の額
900万円超 950万円以下 (C) 62万円
950万円超 1,000万円以下 (C) 62万円
1,000万円超 2,350万円以下 (C) 62万円
2,350万円超 4,400万円以下 (C) 62万円
4,400万円超 2,400万円
2,400万円超 2,450万円
基礎控除の額 620,000 円

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆
○配偶者の氏名等
(フリガナ) 配偶者の個人番号 配偶者の生年月日
大和 花子 ヤマト ハナコ 明大 54 年 2 月 3 日
あなたに配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所 非居住者
あなたと配偶者の生計を一にする事実 生計を一にする事実

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額と計算
所得の種類 収入金額 所得金額
(1) 給与所得 1,280,000 円 【A】 540,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額 円 【B】
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 540,000 円
(注)所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除後の金額を記載してください。

○配偶者の控除額の計算
区分Ⅰ
A 62万円以下かつ年齢70歳以上(昭32.1.1以前生) 配偶者控除 区分Ⅱ
B 62万円以下かつ年齢70歳未満 配偶者控除
C 62万円超95万円以下 配偶者控除
D 95万円超133万円以下 配偶者控除
配偶者控除の額 380,000 円
配偶者特別控除の額 2万円

「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ」をもとに、表を用いて、「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」を求めます

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆
○特定親族の氏名等 (注)特定親族に該当する方は、国税庁が公表している記載例等をご確認ください。
(フリガナ) 特定親族の個人番号 あなたのとの続柄 特定親族の生年月日(平成16年1月2日～平成20年1月1日生) あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 特定親族特別控除の額
大和 春 ヤマト ハル 既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません 子 平成 19 年 4 月 10 日 750,000 円 630,000 円
平成 年 月 日

○控除額の計算
特定親族の本年中の合計所得金額の見積額 62万円超85万円以下 85万円超90万円以下 90万円超96万円以下 96万円超100万円以下 100万円超106万円以下 106万円超110万円以下 110万円超116万円以下 116万円超120万円以下 120万円超123万円以下
控除額 63万円 61万円 51万円 31万円 21万円

◆所得金額調整控除申告書◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。
あなた自身が特別障害者^(注) (右の★欄のみを記載)
同一生計配偶者^(注)が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)
扶養親族^(注)が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)
親族が年齢23歳未満(平成16年1月2日以後生) (右の★欄のみを記載)
1. 要件1. 以上1. 以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付けて記載することで差し支えありません。
2. 特別障害者、同一生計配偶者及び扶養親族に該当する方は、国税庁が公表している記載例等をご確認ください。

全扶養親族等 (フリガナ) 左記の者の個人番号 左記の者の生年月日 特別障害者に該当する事実
大和 夏 ヤマト ナツ 25 年 7 月 8 日 扶養控除等申告書との39

表を用いて「特定親族特別控除の額」を求めます

該当するものいずれか1つに✓

扶養控除等申告書に記載済ならここに✓

【B】「給与所得以外の所得の合計額」欄に記載する金額

事業所得、雑所得、配当所得、不動産所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得、利子所得等の合計額を記載します。
公的年金等の収入金額も雑所得としてここに含まれ、公的年金等控除額(公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を引いた額)を「所得金額」として加算します。
公的年金等控除額は、以下の表により求めます。

公的年金等の収入金額 【c】	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	【c】×25%+275,000円	【c】×25%+175,000円	【c】×25%+75,000円
410万円超 770万円以下	【c】×15%+685,000円	【c】×15%+585,000円	【c】×15%+485,000円
770万円超 1,000万円以下	【c】×5%+1,455,000円	【c】×5%+1,355,000円	【c】×5%+1,255,000円
1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

公的年金等の収入金額 【c】	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	【c】×25%+275,000円	【c】×25%+175,000円	【c】×25%+75,000円
410万円超 770万円以下	【c】×15%+685,000円	【c】×15%+585,000円	【c】×15%+485,000円
770万円超 1,000万円以下	【c】×5%+1,455,000円	【c】×5%+1,355,000円	【c】×5%+1,255,000円
1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

保

所轄税務署長	給与の支払者の 名 称 (氏 名)		(フ リ ガ ナ) あ な た の 氏 名	
税務署長	給与の支払者の 法 人 番 号	※ この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。		
	給与の支払者の 所 在 地 (住 所)		あ な た の 住 所 又 は 居 所	

保 険 会 社 等 称	保 険 等 種 別	保 険 期 間 又 は 年 金 支 払 期 間	保 険 者 の 氏 名 契 約 者 の 氏 名	保 険 金 の 受 取 人 の 氏 名	新・旧 区 分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額） 給 与 者 の 支 払 者 の 確 認		
						(a)	円	
一般の生命保険料					新・旧	(a)	円	
					新・旧	(a)		
					新・旧	(a)		
					新・旧	(a)		
					新・旧	(a)		
	(a)のうち 新保険料 等の金額の合計額	A	円	Aの金額を下の 計算式Ⅰ（新保険料専用） に当てはめて計算した金額	①	(最高40,000円)	円 計（①＋③）④ (最高40,000円)	
	年齢23歳未満の扶養親族の有無 ※ 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合は、下の枠欄に記載してください。	有	円	Aの金額を下の 計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料専用） に当てはめて計算した金額	②	(最高60,000円)	円 計（②＋③）⑤ (最高60,000円)	
	(a)のうち 旧保険料 等の金額の合計額	B	円	Bの金額を下の 計算式Ⅲ（旧保険料専用） に当てはめて計算した金額	③	(最高50,000円)	円 ③と④のいずれか大きい金額又は⑤の金額 ① (最高50,000円)	
介護医療保険料						(a)	円	
						(a)		
	(a)の金額の合計額	C	円			(a)	円 ⑤ (最高40,000円)	
個人年金保険料					新・旧	(a)	円	
				支払開始日	・ ・	新・旧	(a)	
				支払開始日	・ ・	新・旧	(a)	
				支払開始日	・ ・	新・旧	(a)	
				支払開始日	・ ・	新・旧	(a)	
	(a)のうち 新保険料 等の金額の合計額	D	円	Dの金額を下の 計算式Ⅰ（新保険料専用） に当てはめて計算した金額	⑥	(最高40,000円)	円 計（⑥＋⑦）⑧ (最高40,000円)	
	(a)のうち 旧保険料 等の金額の合計額	E	円	Eの金額を下の 計算式Ⅲ（旧保険料専用） に当てはめて計算した金額	⑦	(最高50,000円)	円 ⑦と⑧のいずれか大きい金額 ⑨ (最高50,000円)	
☆ 年の扶養親族未満	(フリガナ) 年齢23歳未満の扶養親族の氏名		左記の者の個人番号	左記の者の生年月日(平16.1.2以後生)		生命保険料控除額計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円)		
			既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	平・合 年 月 日				
			あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者のあなたとの続柄	左記の者の本年中の合計所得金額の見積額			
			一律に40,000円	一律に60,000円	一律に100,000円以上	一律に50,000円		
						円		
計算式Ⅰ（新保険料専用）※			計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料専用）※			計算式Ⅲ（旧保険料専用）※		
A、C又はDの金額		控除額の計算式	Aの金額		控除額の計算式	B又はEの金額		控除額の計算式
20,000円以下		A、C又はDの全額	30,000円以下		Aの全額	25,000円以下		B又はEの全額
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD)×1/2+10,000円	30,001円から60,000円まで		A×1/2+15,000円	25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/4+20,000円	60,001円から120,000円まで		A×1/4+30,000円	50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円
80,001円以上		一律に40,000円	120,001円以上		一律に60,000円	100,001円以上		一律に50,000円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険者の氏名	地震保険料長期分	① あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払額
					地震・旧長期	円	
					地震・旧長期		
					地震・旧長期		
地震保険料控除	①のうち地震保険料の金額の合計額						②
	①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						③
地震保険料控除額	(B)の金額 (最高50,000円) (C)の金額 (最高15,000円) ③の金額(③の金額が10,000円を超える場合は、 $\text{③} \times 1/2 + 5,000$ 円)※ 円						(最高50,000円)

社会保険料控除	社会保険の種 類	保険料支払先の 名 称	保険料を負担することに な っ て い る 人 の 氏 名	あなたが本年中に 支払った保険料の金額
	合 計 （ 控 除 額 ）			

小規模企業共済等掛金控除	種 類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
	確定拠出年金法に規定する 企業型 年金加入者掛金	
	確定拠出年金法に規定する 個人型 年金加入者掛金	
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
	合 計 （ 控 除 額 ）	

◎ この申告書は、国税庁が公表した「令和8年分給与所得者の保険料控除申告書」を参考に作成しています。

◎ この申告書の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。

令和8年分の年末調整における注意事項

令和8年分の保険料控除申告書を作成するにあたっての注意事項です
この申告書を提出する際は、**◆印の証明書類**を添えて提出してください

年齢23歳未満の扶養親族
はいませんか？

生命保険料控除の特例
が創設されました

生命保険料に
ついての記載欄

生命保険料控除を受けるため、
あなたが令和8年中に支払った生命
保険料について記載する欄です

★① 一般の生命保険料
★② 介護医療保険料
★③ 個人年金保険料
の3つに区分して記載します

生命保険会社から届いた
「生命保険料控除証明書」
又は契約証書などを確認しながら
記載してください

【支払いがある場合の提出書類】
◆生命保険料控除証明書
(旧生命保険料で一契約の保険料額が
9,000円以下の場合を除く)

★①のうち「新」の金額があり、かつ、年齢23歳
未満の扶養親族*がいる場合に記載します(複
数の場合はいずれか一人を記載)
なお、既に個人番号を提供しているため、個人
番号の記載は省略します

* あなたと生計を一にする、平成16年1月2日
以後生まれの扶養親族
あなた以外の所得者の扶養親族となってい
る場合も対象となります

令和8年分 給与所得者の保険料控除申告書

ヤマト タロウ

大和 太郎

東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号

保険会社等 の名称	保険等 の種類	保険等 の期間	保険等 の契約者の氏名	保険等 の受取人の氏名	新・旧 の区分	給与の 確認
AAA生命	養老	10年	大和 太郎	大和 花子	①-旧	30,000
BBB生命	医療	5年	同上	同上	②-新	70,000
CCC生命	介護	10年	大和 太郎	大和 太郎	③-新	60,000
DDD生命	個人年金	20年	大和 太郎	大和 太郎	④-新	100,000
EEE生命	個人年金	10年	同上	同上	⑤-新	50,000
ヤマト ナツ	養老	25年	大和 夏	大和 子	⑥-新	120,000

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

「介護医療保険料」に該当す
るかどうかは、「控除証明書」
の内容でご判断ください

新旧いずれに該当するかは、
「控除証明書」を見てご判断ください

国民年金保険料について、2年前納を行い
「各年に申告する方法」を選択した場合は、
◆令和8年分に対応する控除証明書
を切り取って提出してください

小規模企業共済等掛金についての記載欄

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、
あなたが令和8年中に直接支払った小規模企業共済等掛金について
記載する欄です

【支払いがある場合の提出書類】
◆その掛金を支払ったことの証明書類

毎月の掛金額のみ記載がある場合は、
月数分を乗じて金額を計算します

「前納減額金」に金額の記載がある場合は、
その分を掛金から控除します

毎月の給与から差し引かれた掛金については、
ここに記載する必要はありません

地震保険料に
ついての記載欄

地震保険料控除を受けるため、
あなたが令和8年中に支払った地震
保険料について記載する欄です

保険会社から届いた
「地震保険料控除証明書」
又は契約証書などを確認しながら
記載してください

【支払いがある場合の提出書類】
◆地震保険料控除証明書

社会保険料に
ついての記載欄

社会保険料控除を受けるため、
あなたが令和8年中に直接支払った
国民年金保険料、国民年金基金掛金、
国民健康保険料などについて
記載する欄です

※給与から差し引かれた保険料は
含まれません
※親族分を支払った場合も、ここに
記載してください

【支払いがある場合の提出書類】
◆国民年金保険料を
支払ったことの証明書類
(厚生労働省が発行したもの)
◆国民年金基金掛金を
支払ったことの証明書類
(国民年金基金が発行した
もの)